

建設業の事業主のみなさん

「事務所労災」にも加入しましょう

こんなことありませんか？



資材置場や倉庫で従業員がケガをしてしまった・・・

経理の事務員を雇っている



「事務所労災」に加入しなければなりません！！

建設業に適用される労災保険は2種類あります

- ① 工事現場の労災保険(現場労災)
- ② 工事現場以外の事務所や作業場の労災保険(事務所労災)



「事務所労災」が必要な例

- ・特定の工事現場に関係がない資材置場や倉庫などの片付け・整理を行う
- ・建設工事を伴わない木材や鉄の加工、庭木の剪定の作業
- ・営業や経理などの事務作業 など



「事務所労災」が必要な理由は、工事現場の労災保険では、工事と関係ない資材整理や、加工中の事故に対して労災保険の補償がない場合があるためです。

※建設工事の準備や資材の後片付けは、現場労災の適用となります。

建設業ではない業務を行う場合は「事務所労災」に加入しましょう